

【緊急】

宜福育第 47 号 - 8
令和 2 年 5 月 8 日

保護者各位

宜野湾市役所 子育て支援課

家庭保育した場合の保育料の減免（日割り計算）について 【5月8日更新】

保育料の日割り計算の期間を延長します。

日割り計算期間：令和 2 年 4 月 7 日（火）～5 月 20 日（水）

令和 2 年 5 月 5 日の沖縄県による新型コロナウイルスの方針を受けて、家庭保育した場合に保育料を日割り計算して減免する期間を再延長致しました。

1. 一旦、通常通りの保育料をお支払いいただき、後日還付または翌月以降の保育料に充当する仕組みとなります。詳細は後日お知らせいたします。
2. 土曜日は日割り計算の対象に含みません。
3. 給食費につきましては園にご確認ください。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話 098 - 893 - 4411 内線 176, 178